

No. 7

制 度 名	畑地化促進事業	主管課名	産地振興課 農産・特産振興 G		
		問合せ先	029-301-3921		
目的・趣旨	水田の畑地利用への円滑な移行を促すため、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係機関での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）に要する経費を支援する。				
<p>1 産地づくりに向けた体制構築支援</p> <p>〔対象団体〕 県、県農業再生協議会、市町村、地域農業再生協議会</p> <p>〔対象事業〕 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費を支援。</p> <p>〔補助要件等〕 都道府県段階及び地域段階における水田収益力強化ビジョンに取組内容が記載されていること。</p> <p>〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（謝金、旅費、賃金及び共済費等、事務等経費、委託費、借上費、需用費、役務費）</p> <p>〔補助限度額等〕 1 協議会あたり 300 万円上限</p> <p>2 土地改良区決裁金等支援</p> <p>〔対象団体〕 市町村、地域農業再生協議会</p> <p>〔対象事業〕 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対し、土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援。</p> <p>〔補助要件等〕 令和 5 年度に土地改良区の地区内において水田を畑地化し、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外される土地であること。</p> <p>〔対象経費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区除外決済金（土地改良区の地区から除外等する際に生じる費用） ・畑地化協力金（畑地化後も土地改良区の地区内の土地として取り扱う場合、水田利用よりも用水や排水等の事業利用が減少することにより、土地改良区が組合員から徴収する費用） <p>〔補助限度額等〕 10a あたり 25 万円上限</p> <p>〔経費負担割合〕</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
県、県農業再生協議会、市町村、地域農業再生協議会		10/10	—	—	—
〔令和 5 年度当初予算額〕 21,688 千円		〔令和 5 年度補助対象団体〕 5 協議会			
〔備考〕					